

杵築速見消防組合火災予防条例を改正しました

① 蓄電池設備に係る基準の見直し

改正背景

現行の蓄電池設備の規制は、主に鉛蓄電池（開放型）を想定して策定されている。リチウムイオン蓄電池などの新たな種別の蓄電池への対応や、現在普及している蓄電池設備の更なる大容量化が見込まれることから、防火安全対策に対する検討会が行われ「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が改正されたことから、火災予防条例の一部改正を行いました。

改正内容

- (1) 規制単位を「アンペアアワー・セル」から「アンペアアワーセル」に定格電圧を乗じることによって得られる、蓄電池容量「キロワット時」に改められました。
- (2) 10 キロワット時以下のもの及び 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のもので、消防庁長官が定める出火防止措置が講じられたもの(※7号告示第2)は規制対象外とされました。
- (3) 屋外に設ける蓄電池設備について、消防庁長官が定める延焼防止措置が講じられたもの(※7号告示第3)は、建築物からの離隔距離が不要となりました。

※ 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)

現行

Ah・セル	火災予防条例への適合の要否	届出の要否
4, 800Ah・セル未満	対象外	不要
4, 800Ah・セル以上	火災予防条例への適合	必要

改正後

蓄電池容量	火災予防条例への適合の要否	届出の要否
10kW時以下	対象外	不要
10kW時超 20kW時以下	※7号告示第2に適合するものは対象外	不要
20kW時超	火災予防条例への適合 ※7号告示第3に適合するものは離隔距離不要	必要

② 固体燃料を用いた火気設備等に係る基準の見直し

改正背景

炭火焼き器は、使用温度に関するデータが存在しなかったことから厳しい規制が適用され、可燃物からの離隔距離を大きく確保する必要があり、機器の設置に支障となっている状況であったことから、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に関する検討会が行われ「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が改正されたことから、火災予防条例の一部改正を行いました。

改正内容

木炭を燃料とする「炭火焼き器」について、建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離を、別表第3に新たに規定しました。

別表第3

種類					離隔距離(cm)					
					入力	上方	側方	前方	後方	備考
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	